

令和7年12月 1日

令和7年度 第3回 香芝市総合教育会議 会議録

1 開催日時

令和7年10月27日（月）午前11時00分から午前11時20分まで

2 場 所

香芝市役所3階第1会議室

3 出 席 者

(1) 構成員

三橋市長、小西教育長、中尾委員、青木委員、田中委員

(2) 事務局

井原教育部長、陀安教育部次長、大西教育部次長兼子ども家庭部次長、木原教育総務課長、松林学校教育課学校支援室長、佐竹子ども家庭部長、上平子ども家庭部次長、仲市長公室長、吉川市長公室次長、高谷総合政策課主幹、西谷総合政策課主事

4 資 料

(1) 次第

(2) 構成員名簿

(3) 香芝市いじめの防止等のための基本的な方針

5 議 事

香芝市いじめの防止等のための基本的な方針について

6 議事内容

○ 事務局

令和7年度第3回香芝市総合教育会議を開催いたします。

それでは、会議に先立ちまして、三橋市長より御挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

○ 三橋市長

皆様おはようございます。

本日は令和7年度第3回総合教育会議を開催いたしましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただき、心より御礼申し上げます。

さて、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針につきましては、令和7年7月15日及び同年10月8日に開催いたしました総合教育会議において、教育委員の皆様からも様々な御意見をいただき、協議が調いましたことから、第2回総合教育会議の事後において、事務局で軽微な修正等を行いまして、同年10月16日に香芝市いじめの防止等のための基本的な方針を改正いたしました。

本日は、前回御欠席になられていました委員が2名いらっしゃったこともございまして、改めましてですね、意見を頂戴し、御議論を尽くしていただくということが重要であると考えましたことから、改めて開催して御意見をいただく機会を設けようとするものでございます。

簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○ 事務局

ありがとうございます。

それでは配布資料の御確認をさせていただきたいと思います。

この資料の確認でございますが、まずは、本日の次第でございます。

続きまして、構成員名簿でございます。

続きまして、香芝市いじめの防止などのための基本的な方針でございます。

以上、3点不足する資料等はございませんでしょうか。

続きまして、本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により原則として公開するとされております。

なお、会議は録画を行い、後日ホームページなどに掲載する場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、以降の進行につきまして、三橋市長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

○ 三橋市長

それでは議事に入ります。

議題香芝市いじめの防止等のための基本的な方針について、私の方から説明をいたします。

先ほど冒頭に私も挨拶の中で申し上げましたとおりでございますが、第2回総合教育会議において、協議が調いましたことから、事務局において軽微な修正等を行い、令和7年10月16日に改正をいたしました。

その際にもですね、確認をしたとおりでございますけれども、今後運用をしていく中で、修正等の必要がありましたら、その都度改善を加えていくということを申してございました。

その後ですね、報道に対しても情報提供もさせていただきました。その中におきまして市民等からもおおむね好意的な御意見をいただいているところでございますが、それらも踏まえましてですね、改めて委員の皆さんから御意見等があればいただきたいと思いますが何かございますでしょうか。

○ 中尾委員

前回会議は出席することができず、申し訳ございませんでした。

私の方で修正後の基本方針を拝見させていただきましたところ、第1回の会議で気になっていた部分が柔軟に文章の中に上手く取り込んでくださっているところが見て取ることができまして、初回は、先進的な取組であることによつて、目新しいところや法律的なところが気になったんですけども、2回目の会議において、教育的な部分やマニュアルがブラッシュアップしていくということが拝見できたので、私的には問題ないと感じました。

具体的には、一般的な数値として、いじめの重大事態の認知件数なんですけど、表でまとめてくださった。3ページのところなんんですけども、すごく見やすくなつて分かりやすくなつたなというところは感じているんですけども、ただ、やっぱり、一般の方が見られたときに、何かこう数値だけが切り取られてしまつて、情報が一人歩きしてしまわなかつていうところが少し気になつております。

ただ、この前後において詳細に説明をされているので、啓蒙活動の中で、前提として、早期に積極的にいじめを認知するということが、いじめの防止につながっていくことですすごく丁寧に書かれているというところを丁寧に伝えていくというのが役目だなと思いました。

第2のところで、1、2、3項で教職員に対する研修及び児童生徒に対する法教育の実施等で、詳しく項を設けていただいているところがあつて、その部分でやっぱり、教員、児童生徒、保護者、地域の方との連携のためにどういうふうに情報を発信していくかというところに、より注目しやすくなつたところが、すごく良くなつたなと感じました。

もう一つは、一番最後の今後の見直しというところなんんですけども、現場の意見とか事例も踏まえて、これは改正されていくということで、すごく素晴らしい基本方針なので、これをより多くの人に見てもらって、知つてもらって、繰り返し使っていくっていうことが、本当に大切なことなんかなというふうに改めて認識することができたかな、と思っております。

内容に関しては、特に気になるところはないかなっていうふうに思っております。

○ 三橋市長

ありがとうございます。

そうですね、重大事態の認定件数については、一部報道機関からもですね、これまでの重大事態の認定した件数、また、その内容について、公表していないかったことについての御意見をいただいたというところも前回の会議の後にご

ざいましたので、今後においては、この基本方針に則って、基本的には被害児童生徒、またその保護者の御意見を踏まえながらですね、公表していくことを原則とするということも記載してございますが、これまでの部分につきましては、関係者への説明等が、説明というか関係者の同意等を取得することができていないことから、また遡って広報をするかどうかについては、教育委員会の方で検討をされているということも聞いてございます。

いずれにいたしましてもですね、今中尾委員からも、御意見をいただきましたところにつきましては、いじめの認知件数が積極的に行った結果、全国平均と比べても多いという点、また、重大事態の認定件数についても、一定数ある部分につきましては、これはですね、いじめの防止等のための基本的な方針の5ページにも記載してございますが、例えば3(4)でございますけれども、市長及び教育委員会はいじめの認知件数は増えることだけで、保護者や地域の人々が不安に思わないように、本市ではいじめを積極的に認知して、早期の対応を行うことを目指している旨を広報すべきであるというふうに方針を明確にいたしましたので、今後、地域の皆さんにですね、誤解を与えたり、不安を与えたりすることのないように、むしろ積極的に対応している結果として、認知件数が増えているものであると、しっかりと広報していくようにして参りたいと思います。

また、37ページを御覧いただければと思いますけれども、法第28条を引用してございますが、重大事態の定義自体がですね、法第28条の第1項に、規定がございまして、法第28条1項の1号2号を見ていただきますと、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときと、また、2号にはいじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、というところでございます。

ですので、39ページにも注意的に記載してございますが、これがいずれも疑いがあると認めるときが重大事態でありますので、そういった一定の事象があったと認めるときということではなくて、疑いがあるだけでですね、重大事態という定義に該当しますので、重大事態への認定したことが、すなわち、そういった特定の事象の発生を認定したものではないという部分についてもですね、法の解釈運用としても重要であると考えております。

一方で、実際特定の重大なものとしての事象が発生した場合についても、しっかりとその事実を認めて、情報提供をしっかりとしていくことについては、改正後の基本方針に則って対応していくことには変わりはないというふうに考えてございます。

それ以降ですね、報道でも取り上げられておりましたけれども、委員の皆さんの方に、また何か御意見が寄せられたり、また、新たに考えるところ等があったりした場合は、御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長は何かございますか。

○ 小西教育長

はい、特にないんですけども、1回目、2回目していただいて、特に1回目のときにはいろんな御意見いただいて、十分それを会議の中の文言を修正しながら、今回また出していただいています。

こういうふうに話し合いする機会を3回もいただいて、本当に良かったな、やっぱりきっちと教育委員会と市長部局もつながりながらいいものができたと、感謝しております。

○ 青木委員

私も教育長が今おっしゃったようにですね、なかなかいじめというと具体的なものが出来ずにですね、抽象的な表現になりやすかったと思います。そのことが子どもを守る保護者を守る、また、教職員を守るという部分からどんどんと離れていたと思います。実際の現場で起こっている教職員の皆さん、そして実際にいじめの被害を受けている皆さんが、つらい思いをしたりすることがないようにしたい。それは理想かもしれないんですけども、いじめの撲滅に向けてですね、しっかり取り組んでいくっていう効果的で、また、具体的なことが書かれてあるのは、本当によかったです。

また、この総合教育会議ですね、3回も開催いただきましたことは感謝したいと思いますし、これからも教育の諸問題に対してですね、周りの人はいろいろなことを言われます。その中に光るものもあれば、全く根拠のない、でたらめな情報が入ってきたりします。

子どもたちに学校では情報のリテラシーですね。そういう選択っていうことをしっかりとするとっていうようなことを言われてますが、私たちもあまり、いろんな、まやかしの言葉には気を付けていかなければいけないなと思います。このことがですね、テレビで放映もされました。私が地元で教育委員やっておるっていうのを知っておられる方からはいろんなことを聞かれます。いかに情報が正確に伝わっていないかということでございますので、保護者、そして子どもたちにこういったことを今やつて、こういう取組をしているんだよということはしっかりと伝わっていくように、私たちも啓蒙に努めなければならないな、と感じました。

どうもありがとうございました。

○ 三橋市長

ありがとうございます。

本日のところは、令和7年10月16日にですね、既に香芝市いじめの防止等のための基本的な方針を改正したところでございますが、念のためですね、改めて本日は御意見を頂戴したところでございます。

今後ですね、教職員や関係機関の皆様への周知を行った上で、研修等も実施をしていかれると聞いておりますし、市長部局と教育委員会の部局との役割分担もございますが、この基本方針に基づいた対応をですね、市を挙げてしっかりと実施をしていくということが何より重要であると考えてございます。

また、現場の教職員の皆様には、一定の基本方針をですね、お示しをすることによって、最初は内容を御理解いただくことについて御負担をかける部分もあるかも分かりませんけれども、しっかりと頭に入れていただいて、現場の重要な資料としてしっかりと、中身の伴ったものとして活用していただくことができれば、必ずや教育現場においてもですね、有意義なものとして、活用していただけるとともにですね、本市の子どもたちが安全に安心して学校生活を送ることがされることになるものとして、力を発揮するものと考えてございます

ので、引き続き委員の皆さんには御協力をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、教育大綱につきましては、令和7年7月の会議以降も継続して取り組んでいいるところでございますが、改めましてですね、香芝市総合教育会議を継続的に開催させていただいて、様々な意見交換をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、議事は終了したいと思います。

○ 事務局

貴重な御意見いただきまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第3回香芝市総合教育会議を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

○ 一同

ありがとうございました。

閉議 午前11時20分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し、署名する。

令和7年12月 1日

香 芝 市 総 合 教 育 会 議

市 長 三 橋 和 史

教育長 小 西 友 吉